

認知症ケア最前線

去る、平成19年11月29日ニッセイ財団シンポジウムに出かけてきました。その記念公演の中で、東京都老人総合研究所の本間昭さんから「認知症対策の最先端」というお話を伺ってきました。感想を交え、レポートをしたいと思います。(所長：石塚)

Vol.1 認知症をめぐる社会状況

最近、高速道路を認知症の高齢者が逆走して事故を起こすという事件がありました。道路交通法では、以前から自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある方、一定の病気にかかっている方等の場合には、試験に合格しても免許の拒否や保留がなされます。また免許を既に取り得ている方でも取消しや停止がなされることとなっています。

この一定の病気の中に「認知症」も含まれています。「認知症」の疑いがあるとされる方、もしくは「認知症」と診断された方の運転免許は、当人もしくは、家族等の申請により、適性検査の実施や診断書の提出を行い、取消し又は経過をみるために停止処分となることがあります。「認知症」と診断されていたにも関わらず、運転免許の取消し又は停止の申請を行わないだけで、処罰の対象となることはありません。しかしながら、今年参議院で可決された2007年道路交通法改正案では、高齢ドライバー対策などが強化されています。



改正道路交通法条文 (平成19年成立 抜粋)

- 75歳以上の高齢運転者の免許証

更新期間が満了する6カ月以内に、認知機能に関する検査を行う。検査の結果が一定の基準に該当した場合は適性検査を行う。なお、介護保険法に規定する認知症と認定された場合には免許が拒否される。
- 「もみじマーク」の75歳以上のドライバーについて「もみじマーク」貼出義務化。

現在は70歳以上のドライバーが任意で使用できることとなっている。
- のドライバーの免許更新時の高齢者講習受講期間の前倒し

70歳以上の方が運転免許更新時に受講しなければならない、高齢者講習の受講ができる期間が、現行の更新期間満了日「3ヶ月前から」を「6ヶ月前から」に延長。

※法の施行は、認知機能検査の導入・高齢者講習の受講期間延長は改正法の公布から2年以内、もみじマーク義務化施行は改正法の公布から1年以内となっている。

改正された法律で今まで自分では認知症とっていなかった方がスクリーニングにかかり、ショックを受ける方が出てくることも予想されます。人それぞれの反応は異なると思いますが、事実を受け入れがたい方、自分は違うと医療機関に再度受診する方や急激に落ち込んでしまう方などがおられることが予測されます。

～認知症に対する正しい理解を！～

現状の問題としては、「認知症」という言葉を知っていてもそれが誰でもかかる病気の一つであるという認識が広まっていないと言えます。

医療の世界でも、ここ最近「老年医学」への関心が高まっていますが、医学自体が成年男子を基準とすることが多く、これまではそれほどの関心の高さがなかった現状があるということでした。また、医療機関にかかっても「お年なりですね。」とか「老化のひとつだから有効な治療があまりありませんよ。」と言われることが多かったのも事実です。つまり、医療職にも一般にも「年齢だから仕方ありませんよ。」ということが流布される結果になっていたと考えられます。

けれども近年は、「アリセプト」という認知症に有効な薬も開発され、投薬治療の方法も変化してきています。また、早期発見、早期治療を行なうことでアルツハイマー型認知症などは進行を緩和されることも実証されています。そして、認知症の分類も進み、脳血管性の認知症、アルツハイマー型認知症（アルツハイマー病）に大別されるだけでなく前頭側頭型認知症、レビー小体型認知症、ピック病など、症状によつての治療も進んできています。

まだ、一般には多く知られていませんが近年の劇的な変化は、自分から物忘れクリニックにかかる方が増えていることです。このきっかけは、2年ほど前に京都で行なわれた世界アルツハイマー会議で認知症にかかったご本人がご自分の病気について語り始めたことに端を発しています。

ひき続いて行なわなければいけないことは、認知症の方への理解（誰でもかかる病気であることへの理解）を進め地域で暮らしやすい環境を整えていくことであると語られていました。

今後も微々たる力ではありますが、認知症の方の地域生活を支えることはもちろん、お互いを思い合える地域づくりのお手伝いにケアプラザも参加、協力していきたいと思ひます。（了）

